

総合計画の体系図

まちづくりの基本理念（「小林市まちづくり基本条例第4条」）

- ①市民が主体で、協働により行うまちづくり
- ②「基本的人権の尊重」の下、全ての市民が互いに助け合いながら暮らせるまちづくり
- ③豊かな自然、資源を守り育て、全ての市民が希望を持ち、安心して暮らせるまちづくり

小林市が目指す将来都市像

みんなでてなむ 笑顔あふれる じょじょんよかところ 小林市

～みんなで一緒に 笑顔があふれる とても素晴らしいまち小林市を創造しましょう～

各分野のまちづくりの目標

にぎわい

人も心もワクワク
にぎわうまち

産業振興
移住定住
シティPR など

いきいき

健康でいきいき
つながり合う笑顔のまち

福祉、子育て
医療、健康づくり
介護 など

まなび

生涯を通して学び合い
育ち合うまち

学校教育
生涯学習
スポーツ振興 など

くらし

豊かな自然と共に
安心して暮らせるまち

地域公共交通
災害、水道
環境保全 など

基本計画

行政主体で策定し、施策をまとめたもの。

実施計画（平成29年度策定）

具体的な事業などをまとめたもの。

地区別計画（随時策定）

各地区のきずな協働体が主体で策定し、地域の目標や取組をまとめたもの。

「基本構想」

将来都市像に込められた思い

市民が主体のまちづくりを推進し、健康であり笑顔で、「じょじょんよかところ小林市（※）」をオール小林で実現させよう、ということを表しています。

※地域・自然・文化・歴史などがきらきら輝くとても素晴らしいまち

小林市まちづくり基本条例とは

平成25年に「小林市協働のまちづくり市民会議」の提言をもとに制定した本市の自治基本条例（※）です。基本理念や、まちづくりにおいて誰がどんな役割を担い、どのような方法で決めていくのかなどの基本ルールを定めたものです。

※自治基本条例とは、住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定めた条例で、「自治体の憲法」とも言われます。

【特集】

第2次小林市総合計画を策定しました

市では、平成29年度から向こう9年間の小林市のまちづくりの指針となる「第2次小林市総合計画（基本構想及び前期基本計画）」を策定しました。将来都市像を「みんなでてなむ 笑顔あふれる じょじょんよかところ 小林市」と掲げ、未来につながるにぎわいや笑顔があふれる持続可能なまちづくりを、市民が主体のオール小林による協働体制で目指します。



総合計画はまちづくりの最上位計画です

市では、平成25年に「小林市まちづくり基本条例」を制定し、その中で総合計画の策定を義務付けています。総合計画は、小林市を今後どんなまちにしていきたいのか、そのために何を行っていくのかなどを定めたまちづくりの基本となる最上位計画です。

今回の第2次小林市総合計画（以下、計画）は、まちづくり基本条例の施行後、初めて策定する計画であり、条例の内容を反映させ、協働のまちづくりの具現化を図ることにより、よ



市民ワークショップでは、高校生から80代までの約150人により「小林のありたい姿」に対する議論をしていただき、計画の基本構想へ反映しました

りよいまちづくりを目指します。

みんなの生活に関わる重要な計画です

計画は、まちづくりの目標や方向性を定める「基本構想」、まちづくりの具体的な施策を定める「基本計画・地区別計画」、さらに具体的な事業を定める「実施計画」で構成されています（左頁参照）。

具体的には、「子育て環境、医療、介護をどうするか」、「バスや鉄道などの公共交通をどうしていくのか」など、市民一人一人の生活に関わるものになって

市民ワークショップ 多くの意見を反映

今回の計画は、策定後の実現に向けて、策定段階から市民参画に重点を置き、市民主体で考え、話し合うために市民ワークショップを開催し、議論を重ねました。これらの意見が基本構想の内容に反映されており、今後、市民と行政の共通の目標となります。

計画の実現に向けて、市民と行政などがそれぞれの役割を担い取り組んでいきましょう。

います。計画期間は、「基本構想」は、平成29～37年度の9年間、「基本計画」は、前期が平成29～33年度の5年間、後期が平成34～37年の4年間となっています。

また、今回から策定する地区別計画は、各地区のきずな協働体を主体に、地域の実情に合わせた計画として随時策定していきます。



くらし ～豊かな自然と共に安心してくらするまち～

【主な事業】

- 地域防災対策事業
- 地域公共交通対策事業
- 男女共同参画推進事業
- 水資源保全対策事業
- 空き屋再生等推進事業
- 上水道事業 ほか

豊かな自然の中で人と人との良好な関係や交流があり、みんなで支え合い、認め合える誰もが「安心して暮らせるまち」を目指します。

そのために、恵まれた自然環境を維持、活用し、快適な生活環境を形成していきます。また、災害時に市民同士が助け合えるよう日頃から隣近所での接点を増やし、防災教育や自主防災組織の活動を活性化させます。さらに、市の魅力である「水」を、いつまでもきれいでおいしく飲めるように、水質管理に取り組み、施設などの維持を図ります。



にぎわい ～人も心もワクワクにぎわうまち～

【主な事業】

- フードビジネス推進事業
- 肉用牛振興対策事業
- 中心市街地活性化推進事業
- 観光 DMO 推進事業
- 大人の社会塾（熱中小学校）事業
- 移住等促進事業 ほか

雇用を創出し、市民の所得の向上を図るため、本市が誇る地域資源に人のやさしさや温かさといったおもてなしの心で付加価値を高め、活用し、「人が集まるにぎわうまち」を目指します。

そのために、恵まれた農畜産物の活用、インバウンド需要の取り込みによる雇用機会の増大や地域経済の活性化、シテールスによる移住定住施策の推進など、交流人口の増加に確実につなげる各種施策を戦略的に推進します。

リーディングプロジェクト

総合的かつ横断的に組み合わせられた以下の4つプロジェクトを、戦略的かつ優先的に取り組むことで、本計画の実効性を高め、推進を図ります。

- ①人口減少対策プロジェクト
- ②中山間地域対策プロジェクト
- ③健康都市プロジェクト
- ④水資源活用プロジェクト

総合計画策定までの経緯

今回の総合計画は市民の皆さまとともに話し合い、考え、策定しました。さまざまな立場から多くの市民の皆さまのご意見をいただき、計画に反映しています。

①総合計画市民ワークショップ

各分野の団体や公募市民約 150 人に参加いただき、全 2 回にわたり議論しました。

②総合計画等審議会での審議

昨年 6 月に設置し、全 8 回にわたり委員 20 人で内容を審議しました。

③市議会での議決

2 月に臨時議会が開催され、2 日間の集中審議により、可決されました。

④素案に対する意見募集（パブリックコメント）

昨年 12 月から 1 月にかけて募集し、意見をいただきました。

⑤まちづくり市民アンケート

市民 2000 人を対象に実施し、まちづくりへの市民意向を把握するなどしました。



いきいき ～健康でいきいきつながり合う笑顔のまち～

【主な事業】

- 地域福祉推進事業
- 介護予防・日常生活支援総合事業
- がん検診推進事業
- 子ども医療費助成事業
- 地域医療対策事業 ほか

交流、出会い、絆、居場所などのつながりを大切にし、働く場所や趣味など、市民がいきいきを持ち、子どもも大人も「健康で笑顔で暮らせるまち」を目指します。

そのために、「地域医療・健康都市 小林市」宣言を踏まえた健康づくりを進めます。人口減少を緩和するため、出生数の増加につながるような、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援と子育て環境の充実を行います。また、高齢者が安心して過ごせるよう医療・介護の連携を推進します。さらに、障がい者が安心して暮らせる地域社会づくりを行います。



まなび ～生涯を通して学び合い育ち合うまち～

【主な事業】

- 小中一貫教育推進事業
- 小林の未来を担うキャリア教育推進事業
- 生涯学習推進事業
- 文化財保存活用事業
- 市民体力向上事業 ほか

子どもから大人まで、一人一人が継続的に学ぶ環境（場・機会）が確保され、地域での交流の中で「互いに学び合い育ち合う世代間交流が行われているまち」を目指します。

そのために、魅力ある教育環境を整備し、若年層の流出を防ぎ、定住の促進を図ります。また、本市の魅力である豊かな「食」を生かした食育など、郷土愛を醸成しながら、多彩な人材を育成します。さらに国際交流や教育について考える場を多く設け、0 歳から 100 歳までの幅広い世代が一緒に学び、地域を支える人材の基盤を作ります。